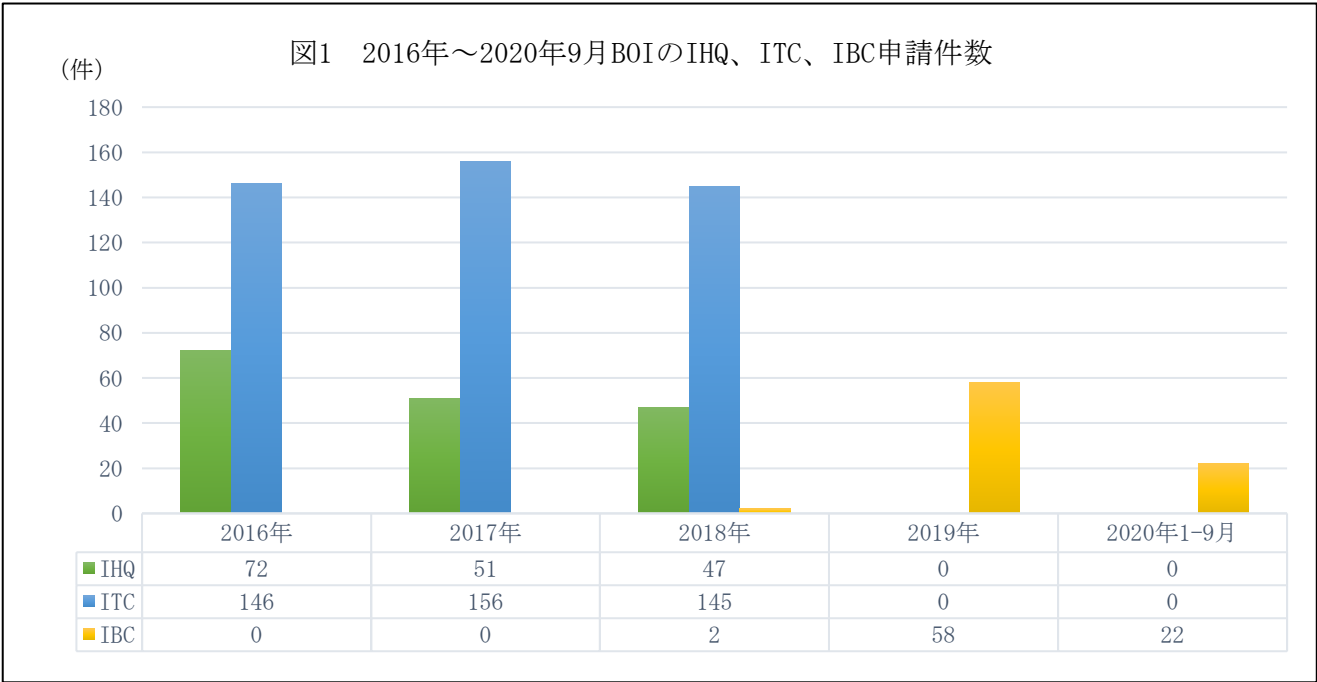


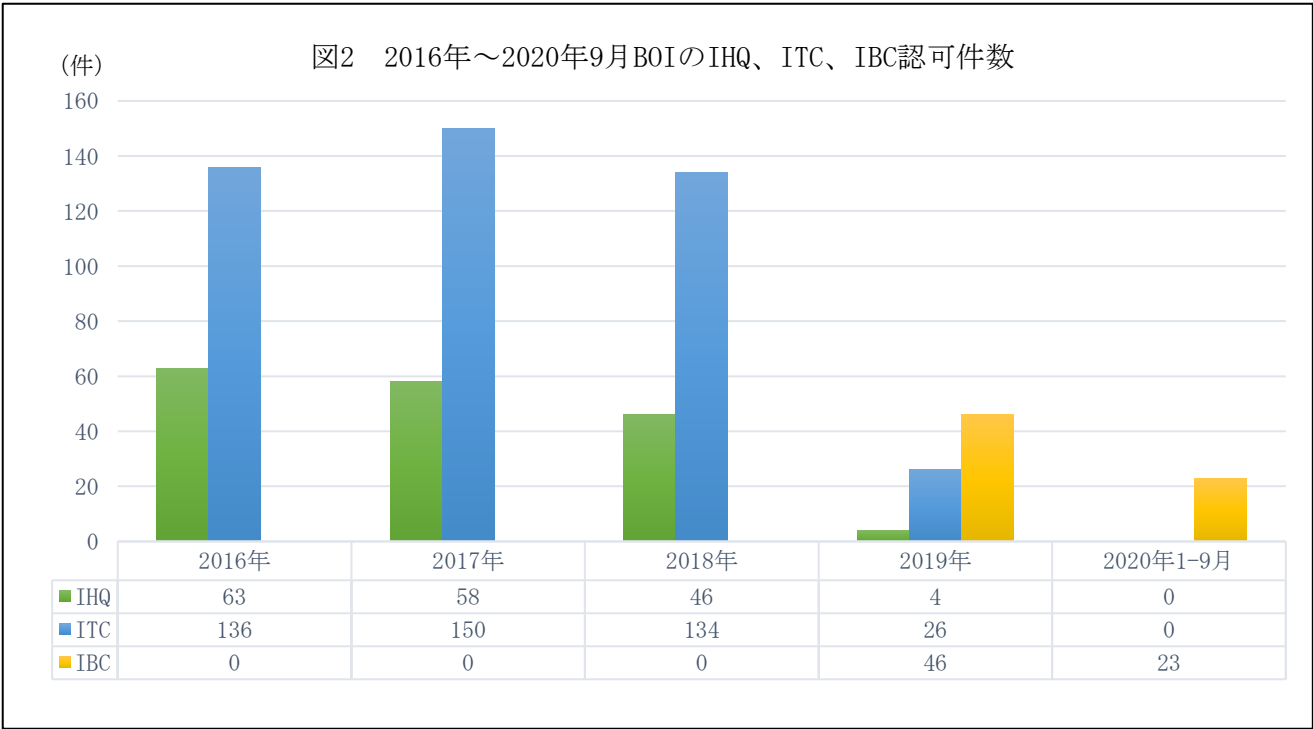
表 旧IPO、IHQ、ITC、IBC、新IPO申請条件、恩典などの比較

		旧IPO	新IPO	IHQ	ITC	IBC
提供可能な事業内容		製造業用の原材料、部品、コンポーネントの輸入、輸出、国内卸取引	製造業用の原材料、部品、コンポーネントの輸入、輸出、国内卸取引	関連会社の管理、技術、財務管理などのサービス提供、オフショア貿易活動	三国間貿易、輸入、輸出、国内卸取引	三国間貿易、輸入、輸出、国内卸取引、関連会社の管理、技術、財務管理などのサービス提供
申請条件	最低資本金	1,000万バーツ以上				
	最低経費	—	—	タイ国内支出経費1,500万バーツ以上/年	三国間貿易にかかるタイ国内支出経費1,500万バーツ以上/年	タイ国内支出経費6,000万バーツ以上/年
	最低従業員	—	—	—	—	10人以上（財務センター（TC）5人以上）
	その他	自社倉庫又は長期契約によるレンタル倉庫、コンピュータの在庫管理システム	自社倉庫又はレンタル倉庫、在庫管理に特化したITシステム	サービス提供対象関連会社の1社以上が海外にある	—	国際貿易のみの申請は不可 以下の事業最低1つを提供すること ・一般管理、事業計画立案、ビジネス・コーディネーション ・原材料および部品の調達 ・製品の研究開発 ・技術支援 ・マーケティングおよび販売促進 ・人材管理、トレーニング ・財務に関するアドバイス ・経済と投資の分析および研究 ・ローン管理・コントロール ・財務センター（Treasury Center）の財務管理サービス
		製品調達、品質検査、製品梱包などの活動	適切な製品調達活動および製品管理活動（例えば、品質検査、製品梱包など）	—	—	
		タイ国内を含む複数の調達先（国内調達最低10%）	タイ国内を含む複数の調達先（国内調達比率制限なし）	—	—	
国内の卸販売および/または輸出を行うこと（三国間貿易は不可）		国内の卸販売および/または輸出を行うこと（三国間貿易は不可）	—	—		
非税的恩典		外国人による株式所有100%可能、外国人による土地保有、外国人のビザ、労働書などの優遇				
税的恩典	法人税	—	—	・ 国外の関連会社からの収入、三国間貿易（Out-Out）および関連サービス提供からの収入の法人税免除 ・ 国内の関連会社からの収入は半額減免	三国間貿易（Out-Out）からの収入の法人税免除	関連会社からの収入につき、会計年度内のタイ国内支出経費により軽減税率が決まる ・ 6,000万バーツ以上/年 ：8% ・ 3億バーツ以上/年 ：6% ・ 6億バーツ以上/年 ：3% 関連会社からの受取配当金の法人税免除（三国間貿易からの収入に対する法人税免除は廃止）
	源泉税	—	—	国外への配当金の源泉税免除		
		—	—	国外への借入金支払利息の源泉税免除	—	国外への借入金支払利息の利息税免除
	個人所得税	—	—	該当事業に従事する駐在員の個人所得税を15%に減税	三国間貿易に従事する駐在員の個人所得税を15%に減税	該当事業に従事する駐在員の個人所得税を15%に減税
	特定事業税	—	—	関連会社への貸付に対する特定事業税の免除	—	関連会社への財務管理からの収入に対する特定事業税の免除
	輸入税	設備機械輸入税の免除	設備機械輸入税の免除	研究開発およびトレーニング用機械の輸入税免除	設備機械輸入税の免除	研究開発およびトレーニング用機械の輸入税免除
輸出用製品の原材料、部品の輸入税免税		輸出用製品の原材料、部品の輸入税免税	輸出用製品の原材料、部品の輸入税免税	輸出用製品の原材料、部品の輸入税免税	—	

（出所）各種資料、ヒアリングを基にジェトロ作成



(出所) BOI資料を基にジェトロ作成



(出所) BOI資料を基にジェトロ作成